

佐賀女子短期大学公的研究費の運営・管理規則

1. 本規則は、「佐賀女子短期大学公的研究費の運営・管理規程」(以下「管理規程」という)第5条第1項に基づき、競争的資金を中心とした公募型の研究資金(以下「競争的資金等」という)の運営・管理に関する規則を定める。
2. 学則第42条第2項によらず、副学長が不在の場合は、管理規程第2条に定める統括管理責任者については最高管理責任者又はコンプライアンス推進責任者がこれを兼務する。
3. 事務局長が不在の場合は、管理規程第3条に定めるコンプライアンス推進責任者については事務局次長がこれを代行する。
4. 競争的資金等の管理は、総務課及び法人本部財務部において行う。
5. 競争的資金等の予算は、次の各号の規則に従い執行されなければならない。
 - (1) 研究者は支出の要求にあたって、所定様式(「購入伺」「稟議書」等)に競争的資金等の使用であることを明記し、その妥当性を明らかにしなければならない。
 - (2) 物品の購入、旅費、人件費(競争的資金等を利用した臨時的雇用)等の支出にあたっては、その物品、出張、人件費等の必要性、妥当性、価格等を吟味し、統括管理責任者の指導の下、管理規程第13条に規定する監査室(以下「監査室」という)が適正な運用なることを確認する。この結果を受け、最高管理責任者は当該支出の可否を決定する。
 - (3) 物品の検収は、業者より発注物品の納品を受けた時点において、総務課の担当者立ち合いの下、当該物品と発注書類、納品書類の相互検収を行う。旅費の検収は、研究者の復命書及び添付された領収書等をもって、総務課が行う。
 - (4) 人件費(臨時的雇用)等の検収は、押印された出勤簿をもって、総務課が行う。
6. 最高管理責任者は競争的資金等に関する説明会を主催し、その中で管理規程第6条に定めるコンプライアンス教育も実施する。
7. 前項の説明会は統括管理責任者の指導の下、コンプライアンス推進責任者、監査室、並びに管理規程第9条に定める不正防止計画推進室(以下「推進室」という)が協力して実施するものとし、以下の各号の内容を含むものとする。
 - (1) 競争的資金等の申請勧奨及び申請方法説明
 - (2) コンプライアンス教育(不正防止のための知識と意識向上)
 - (3) 計画的な予算執行等、適正な資金運営
8. 管理規程第7条に定める誓約書(別紙様式1)を提出する者は、以下の各号に定める者とする。
 - (1) 競争的資金の申請者(研究代表者)
 - (2) 前号の研究分担者及び研究協力者(何れも学内外を問わない)
 - (3) 総務課経理担当者と検収担当者
 - (4) 監査室構成員
9. 推進室は、最高管理責任者が室長となり、これにコンプライアンス推進責任者及び三学科長を加えて組織する。

10. 推進室は不正防止計画を策定・実施し、監査室と協力して競争的資金等が適正に運営・管理されるよう監視しなければならない。
11. 管理規程第11条に定める誓約書(別紙様式2)を提出させる業者の選定は、推進室が定める不正防止計画の中にその選定条件を盛り込むこととする。
12. 業者が競争的資金等の使用に関し、不正な取引に関与した場合には、取引停止などの相応の処分を行う。
13. 管理規程第12条に定める、ホームページに掲載して内外に公表する規程は、以下の各号に定める規程等とし、本学の基本方針など、これらの規程を分かり易くまとめたものとする。
 - (1) 佐賀女子短期大学公的研究費の運営・管理規程
 - (2) 佐賀女子短期大学公的研究費の運営・管理規則
 - (3) 佐賀女子短期大学研究活動不正行為に関する規程
14. 監査室は、統括管理責任者を室長とし、総務課経理部門の事務職員で組織する。
15. 競争的資金等の適正な運営・管理のため、監査室の職務と権限を以下のように定める。
 - (1) 監査室は、競争的資金等の使用状況を随時確認し、推進室と協力して、予算執行の年度末集中などの事態が生じないよう、研究者に対し適正な予算執行を促す。
 - (2) 監査室は、競争的資金等によって購入された物品の転売などが行われていないかなどの確認をするため、事前に日程を告知せず、当該研究室に対し特別検査を実施することができる。
 - (3) 前項の特別検査に指定された研究者は、これに協力する義務を有する。
 - (4) 監査室は、業者との癒着防止のため、必要に応じて別業者の見積りを取得し、業者選定と価格の妥当性を検証するものとする。
 - (5) 研究成果報告書の提出を期限通り行わなかった研究者がいた場合には、室長を通じて最高管理責任者に報告する。
 - (6) 監査室は、本規則第13項に定める規程等について、競争的資金等の運営・管理に関わる教職員より意見を聴取して点検を行い、必要があれば最高管理責任者に規程等の改定を提案する。
 - (7) 監査室の業務は、法人役員である監事との連携を取り、適切なアドバイスを受けながら進めることとする。
16. 本規則の改廃は、推進室及び監査室の意見を参酌し、最高管理責任者が行う。

附 則

本規則は、平成27年4月1日より施行する。

附 則

本規程は、令和3年7月28日より施行する。

「佐賀女子短期大学公的研究費不正告発に関する規程」を廃止し、「佐賀女子短期大学研究活動不正行為に関する規程」を適用する。